

2020年度 亜細亜大学 授業料等減免額一覧 (在学採用) 2020.4.14(訂正版)

(単位:円)

経営学部/経済学部/法学部		(20年入学) 1年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
			本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,601円未満であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,301円未満であること	
		授業料等	納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金		230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	380,000	30,000	350,000	146,600	233,400	223,300	116,700
	後期	380,000	30,000	350,000	146,700	233,300	223,300	116,700
経営学部/経済学部/法学部		(19年入学) 2年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
			本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,601円未満であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,301円未満であること	
		授業料等	納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金		230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	375,000	25,000	350,000	141,600	233,400	258,300	116,700
	後期	375,000	25,000	350,000	141,700	233,300	258,300	116,700
経営学部/経済学部/法学部		(17年以降入学) 3・4年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
			本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,601円未満であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,301円未満であること	
		授業料等	納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金		230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	335,000	0	335,000	111,600	223,400	223,300	111,700
	後期	335,000	0	335,000	111,700	223,300	223,300	111,700

国際関係学部 都市創造学部		(20年入学) 1年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
			本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,601円未満であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,301円未満であること	
		授業料等	納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金		230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	400,000	50,000	350,000	166,600	233,400	283,300	116,700
	後期	400,000	50,000	350,000	166,700	233,300	283,300	116,700
国際関係学部 都市創造学部		(19年入学) 2年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
			本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,601円未満であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,301円未満であること	
		授業料等	納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金		230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	395,000	45,000	350,000	161,600	233,400	278,300	116,700
	後期	395,000	45,000	350,000	161,700	233,300	278,300	116,700
国際関係学部 都市創造学部		(17年以降入学) 3・4年生	第Ⅰ区分(満額)		第Ⅱ区分(満額の2/3)		第Ⅲ区分(満額の1/3)	
			本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,601円未満であること		本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,301円未満であること	
		授業料等	納入額	減免額	納入額	減免額	納入額	減免額
入学金		230,000	0	230,000	76,600	153,400	153,300	76,700
授業料	前期	375,000	25,000	350,000	141,600	233,400	218,300	116,700
	後期	375,000	25,000	350,000	141,700	233,300	218,300	116,700

※授業料以外の学費(施設設備料等)の減免はありませんので、納入が必要となります。

※適格認定9月(収入及び資産)、3月(学業成績)の判定により、区分変更や取消があった場合は、減免額の変更や減免取消になります。

※生計維持者=家計支持者(家計を支えている父母等のこと)

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 支給額算定基準額=課税標準額×6%-(調整控除額+税額調整額)

★100円未満は切り捨て

★「課税標準額」、「調整控除額」及び「税額調整額」の情報は機構がマイナンバーにより取得しますが、市役所等で交付される課税証明書等に必ずしも記載されているものではありません。

★政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+税額調整額)に3/4を乗じて計算

※所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより日本学生支援機構が確認します。